

令和元年度

隨時監査（工事監査）
結果報告書

（令和2年1月執行分）

御殿場市監査委員

31 御監第396号
令和2年2月27日

御殿場市長 若林洋平様

御殿場市監査委員 鈴木 健
御殿場市監査委員 芹沢 修治

随時監査（工事監査）の結果について（報告）

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、随時監査（工事監査）を実施したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり報告します。

随時監査（工事監査）結果報告書

第1 監査の対象

対象工事：令和元年度水第9号
生活基盤施設耐震化等交付金事業 大子山配水場築造工事

第2 所管部局

環境部 上水道課

第3 監査の期間

令和元年10月31日から令和2年2月27日まで
書類調査の日程：令和元年1月16日

第4 監査の方法

対象工事に係る計画、入札・契約、設計、積算、施工等が法令、条例、規則等に準拠し、また経済性、効率性、有効性の観点から適正に行われているかについて、工事関係書類を調査するとともに、担当課職員及び施工事業者の担当者から聴取を実施した。また、現地において施工状況が設計図書及び仕様書に適合しているか否かを主眼として調査を実施した。

なお実施にあたっては、公益社団法人大阪技術振興協会との工事監査に係る技術調査業務委託契約に基づき専門の技術士1名の派遣を求めた。

担当技術士：藤原 治

第5 監査の結果

技術士の技術調査結果に基づき概ね適正であると判断するが、特に留意が望まれる個々の事項については、適切な措置を講じられたい。

なお、技術士から報告された調査結果の概要は、後述のとおりである。

(注記)

- 1 指摘事項とは、法令、条例、規則等に違反している事項、又は経済性、効率性、有効性の観点から改善を要する事項など、特に指摘すべき事項として、地方自治法の規定に基づき監査結果で報告し、公表するものである。
- 2 指導事項とは、上記以外で軽微な誤りと認められる事項である。
- 3 調査所見は、技術士が行った工事監査に伴う技術調査結果に対する意見を抜粋して記載したものである。

【調査結果報告】

■対象工事名：令和元年度 水第9号

生活基盤施設耐震化等交付金事業 大子山配水場築造工事

1. 工事内容説明者

・対象工事関係市職員

上水道課	課長	長田 和昭	
	工事スタッフ 副参事	伊倉 和明	
	工事スタッフ 主任	小野 厚見	
	工事スタッフ 副主任	池谷 優磨	
	工事スタッフ 副主任	田代 和巳	
	工事スタッフ 技師	嵐田 貴大	
	施設・給水スタッフ 課長補佐	芹澤 幸一	
	施設・給水スタッフ 副主任	細谷 健太	
	管理スタッフ 副参事	菅沼 亮太	契約担当
	管理スタッフ 主任	鈴木 春香	契約担当
管財課	管財契約スタッフ 副参事	菊地 康弘	入札担当
	管財契約スタッフ 副主任	勝間田 旭	入札担当
	工事検査室 検査監	梶 佳浩	
	工事検査室 室長	勝又 龍三	

・工事関係者

株式会社 白岩設計	管理業務担当	金井 研児	(設計業者)
株式会社 林組	現場代理人	石川 一徳	(施工業者)
	専務取締役	杉山 貢	(施工業者)

2. 工事概要

1) 工事場所	御殿場市 中畑西 地内	
2) 工事内容	地盤改良工事 一式	場内整備工 一式
	場内配管工事 一式	配水池築造工事 一式
	管理棟築造工事 一式	自家用発電機室築造工事 一式
	取水ポンプ室築造工事 一式	場外配管工事 一式
3) 入札方式	制限付き一般競争入札 (御殿場市電子入札基準に基づく)	
4) 工事請負会社	株式会社 林組	
5) 現場代理人	石川 一徳	
6) 監理技術者	石川 一徳	
7) 設計委託者	株式会社 白岩設計	

- 8) 工事監理委託者 株式会社 白岩設計
(消費税含む)
業務委託金額 8,085,000 円
前払金額 2,420,000 円
前払保証 東日本建設業保証株式会社による前払金保証
(保証金額 2,420,000 円)
- 9) 事業費 (消費税含む)
設計金額 336,969,600 円
予定価格 336,969,600 円 (事後公開)
調査基準価格 非公開
請負金額 335,500,000 円
請負比率 99.56 % (対予定価格)
- 10) 財源内訳 (消費税含む)
静岡県地震・津波対策交付金 40,000,000 円 補助率 12 %
上水道・資本拡張事業費 295,500,000 円 補助率 88 %
- 11) 工事期間 令和元年 9 月 2 日～令和 3 年 2 月 26 日 (544 日)
- 12) 工事進捗状況 計画 5.2% 実施 5.2% (令和 元年 12 月末現在)
- 13) 公告日 令和元年 8 月 2 日
- 14) 参加申請書受付日 令和元年 8 月 2 日～令和元年 8 月 20 日
- 15) 確認通知書発行日 令和元年 8 月 21 日～令和元年 8 月 27 日
- 16) 入札書受付日 令和元年 8 月 27 日～令和元年 8 月 28 日
- 17) 落札者決定日 令和元年 8 月 29 日
- 18) 契約年月日 令和元年 8 月 30 日
- 19) 入札保証金 免除
- 20) 契約保証 沼津信用金庫による契約保証金にかわる保証
(保証限度額 33,550,000 円)
- 21) 前払金額 134,200,000 円
- 22) 前払保証 東日本建設業保証株式会社による前払金保証
(保証金額 134,200,000 円)
- 23) 工事監督員 総括監督員 伊倉 和明
主任監督員 小野 厚見
担当監督員 田代 和巳

3. 総合的所見

当該工事の提示された書類を調査し、疑問点を関係者に質問すると共に、当該工事の計画・設計・積算・契約・施工及び施工管理・検査等の各段階における技術的事項の実施状況について調査した。その結果、特に指摘する事項はなく全般に良好に工事が執行されているものと判断した。

なお、特に配慮して頂きたい事項については、以下の各項に示す通りで、適切に対応され、今後の施工に活かして頂きたい。

4. 工事における技術的調査事項

(1) 事業目的、背景について

厚生労働省の平成 16 年 6 月「水道ビジョン」策定により、御殿場市でも平成 19 年度に「御殿場市水道ビジョン」を策定し、「御殿場市上水道事業第 9 期経営変更認可」により事業を推進してきた。その後、厚生労働省は本格的な人口減少社会、さらに、東日本大震災の経験等により、平成 25 年 3 月「新水道ビジョン」を策定した。御殿場市においても平成 25 年度に「御殿場市水道ビジョン」が更新された。

大子山配水場建設工事は、昭和 52 年度に給水が開始され、御殿場市更新周期 40 年を過ぎ約 43 年が経過して老朽化が進み、主要構造物である配水池においては、既設配水池容量 300 m³が 590 m³と容量不足が生じ、平成 26 年に実施した耐震診断により、レベル 2 での地震動で配水池躯体内部隔壁下部箇所が曲げ NG と耐震性が低いことが判明し、施設更新の必要性が生じたとの説明を受け、「上水道 配水池更新年表」「平成 26 年度耐震診断」により確認した。

こうした背景から、水量、水質とも安定性がある水源は存続させ、更新計画に基づき平成 31 年度から令和 2 年度の 2 か年で、当配水場築造工事と別途発注電気設備工事等で更新されることを確認した。適正である。

(2) 計画について

ア、工事の計画は、上述の老朽化、容量不足、耐震強化、水源存続等の事業目的に沿っていることを確認した。

イ、関連工事には、配水場築造工事に伴う同じ敷地内に、平成 31 年度から令和 2 年度の 2 か年で、電気・計装設備が別途発注され、各工事の施工時期・内容について摺合わせを行い、実施設計に反映しているとの説明を受けた。電気設備工事の発注は、12 月発注になっていたことを確認した。

また、既設水源の運用に問題が生じない設定、配水区の断水が長時間に及ばないように、既設配水池解体にも支障を生じさせないように考慮した等の説明を受けた。

ウ、当工事の決裁手続きは、設計承認願に基づき決裁していると説明を受け、原本及び関係書類を確認した。

エ、近隣住民に対しての事業概要等の事前説明については、用地買収時の隣接地権者との境界立会書類への記名押印してある本証を確認した。適切に調整がされていることと推察する。

上記、すべて適正である。

(3) 工事コストの縮減について

イニシャルコストについては、①既設水道管の一部再利用、②水源の再利用の為の新配水場敷地内配置計画で考慮、③配水池 590 m³、着水井 64 m³の直接工事費比較で、SUS 造・PC 造&矩形・円筒形の配水池及び着水井等の定性比較を行い、SUS 造・矩形・10.0x16.0x4.2H の配水池・着水井 4.0x4.0x4.7H の一体化構造が 4 形態の見積比較で一番安価な構造体で設計され、上記④SUS 造矩形一体化のメーカー見積 2 社比較表により安価を採用し、⑤緊急遮断弁・地震計及び試運転調整費も 5 社徴取した比較表の資料を確認した。

ランニングコストは、他機上との製品の整合性・メンテナンスの統一性をはかり、この構造体採用により、残塩計の計測については、故障が多いラインポンプを使用しない自然流下方式による配水場（高さが少し高くなり自然流下が可能）となったとの説明を受けた。コスト縮減について取組んでおり、適正である。

(4) 設計について

ア、御殿場市水道事業の中での位置付として、配水池容量の検討(増)及び配水池の耐震化を含み、事業目的に沿った適切な設計となっていると説明を受けた。

(1) 配水池容量

「水道施設設計指針・2012」(P. 443)における配水池有効容量の設定は一般的に計画一日最大給水量の 12 時間分に消火用水を加算した容量を標準としている。配水池容量の算定計画一日最大給水量 980 (m³/日) 配水池容量 $V = \text{計画一日最大給水量の 12 時間分} + \text{消火水量} + \text{計画送水量の 1 時間分} = 980 (\text{m}^3/\text{日}) \times 12/24 + 100 (\text{m}^3) = 590.0 (\text{m}^3)$ よって、計画配水池は 590 m³以上の容量とする。着水容量 64 m³ (井戸よりの沈砂が必要) 上記が基本数値であるが、形状より実施での容量となっている。

(2) 耐震化について 平成 26 年に実施した耐震診断より、レベル 2 での地震動で配水池躯体内部隔壁下部箇所が曲げ NG となった。

イ、(1) 設計は、「御殿場市水道事業 第9期経営変更認可申請書（平成23年度）」 「御殿場市水道ビジョン（平成25年度）」計画に準拠する。

(2) 準拠仕様は、① 水道施設設計指針・解説（日本水道協会） ② 水道施設耐震工法指針・解説（日本水道協会） ③ 水道維持管理指針（日本道路協会） ④ 水理公式集（土木学会） ⑤ 道路橋示方書・同解説 IV下部構造編（日本道路協会） ⑥ 道路橋示方書・同解説 V耐震設計編（日本道路協会） ⑦ その他関係基準等
※準拠する図書については、基本的に、平成28年度当時の最新版を使用したと説明を受け、上記仕様書等を確認した。

ウ、配水池本体は、レベル1、レベル2地震動に対する耐震計算を行い、建築物は建築基準法（消防含む）に基づく設計であるとの説明を受けた。（建築確認申請対象は管理棟/発電機室である） 建築基準法第6条の2第1項の規定による確認済証写し・第H31確認建築静建住03314号・令和元年06月18日及び確認申請書記載事項変更届・工事管理者と工事施工者の決定届の受付記録・令和元年11月22日・（財）静岡県建築住宅まちづくりセンター西事務所宛を確認した。

水道施設に於ける基準とは、

※レベル1地震動：当該施設の設置地点において発生するものと想定される地震動のうち、当該施設の供用期間中に発生する可能性（確率）が高いもの。

※レベル2地震動：当該施設の設置地点において発生するものと想定される地震動のうち、最大規模の強さを有するもの。

配水池はランクAの重要施設となり、レベル1に於いては地震によって健全な機能を損なわない（耐震性能1）こと。レベル2地震によって生じる損傷が軽微であって、地震後に必要とする修復が軽微なものにとどまり、機能に重大な影響を及ぼさない（耐震性能2）と説明を受けた。

エ、維持管理について実際に管理している担当者の意見を考慮し、市内の他施設との整合性を図る設計を進めた。今まで、他機上で採用していた残塩計の計測について、配水池構造の変更によりヘッドが高くなり、自然流下方式に変更して（故障が多い）ラインポンプの採用を辞めた。市内のSUS造配水池のスラブ部の歩行について、配水池スラブ上の歩行がしづらく、安全性も加味して維持管理に必要な箇所に歩廊を設置したと説明を受けた。

オ、市全体の特記仕様書に基づく仕様書の他に、各工事に必要な特記仕様書及び施工条件特記仕様書等は、現場に沿った内容であると説明を受けた。特記事項としては、関連工事との調整事項に大子山配水場電気設備工事及び配水場電気設備工事、仮設備には指定仮設と任意仮設の2種類あること、建設発生土の処理方法、建設副産物の原料及び処理等の現場に沿った仕様を確認した。

カ、平成28年度に同様の配水池建設工事を実施したが、その時の実工期を参考にし、施工性・関連工事と取合いを考慮した中で工期設定した。電気設備の発注時期を実際の

施工時期にあわせて、配水池建設工事の発注時期の4か月後としたと説明を受けた。
上記、すべて適正である。

(5) 積算について

ア、積算に使用した主な図書及び基準について説明を受けた内容を以下に示す。

- ① 令和元年度 水道事業実務必携・全国簡易水道協議会
- ② 静岡県土木積算基準・静岡県
- ③ 公共建築工事積算基準（平成31年度版）・建築コスト管理システム研究所
上記 原本を確認した。

イ、歩掛り及び単価について説明を受けた内容を以下に示す。

- ① 静岡県建設資材等価格表（県単価）平成31年版・静岡県
- ② 物価資料による単価比較（平均値）平成31年6月号・建設物価・積算資料等
- ③ 類似品の場合、見積と物価資料による、スライド率を考慮したスライド価格を採用している。
- ④ 見積比較（平均）を使用している。

上記 原本及び比較表を確認した。

ウ、設計書作成における積算根拠・数量・金額等のチェック体制について説明を受けた。
設計内訳書の照査は、積算者以外の職員がチェックを行っているとの説明を受け、設計承諾願・改算項目に上位者職員の押印している原本を確認した。

エ、特別調査価格はないと報告を受けた。

オ、業者見積価格の扱いは基本、5社平均としている。但し配水池については、資材と施工単価があり、メーカーにより一部仕様が異なる為、安価な方の業者単価を使用していると説明を受けた。

配水池工事、配管材（物価資料に無い物）、緊急遮断弁、地震計、試運転調整費等の単価見積比較表を確認した。

金抜き設計図書は入札公告とともにホームページで開示されており、設計者の意図も確認できているとの説明を受け、資料を確認した。

上記 すべて適正である。

(6) 契約について

ア、制限付一般競争入札で実施した。当工事は、以下の制限を付していた。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 令和元年8月1日までに御殿場市に対し令和元年度・2年度の一般競争参加資格審査申請（建設工事）を行っていること。

- (3) 御殿場市工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱(平成4年御殿場市告示第78号)の規定による指名停止期間中でないこと。
- (4) 御殿場市入札参加者選定要綱(昭和51年御殿場市告示第95号)第2条の規定により、令和元年度の土木一式工事及び建築一式工事の両工事においてA等級に格付けされた業者であること。
- (5) 御殿場市内に本社を有すること。又は御殿場市内に営業所を有し令和元年8月1日現在において、御殿場市建設工事入札参加者選定要綱第3条に規定する災害応急対策に関する評点(災害時における応急対策業務に関する協定)に該当する業者であること。
- (6) 御殿場市の発注する工事において、一般競争入札の参加差し控えの対象業者でないこと。
- (7) 入札参加資格者が入札までに必要な資格を満たさなくなったときは、入札に参加できないと説明を受けた。

記録を確認した。上記すべて適正である。

イ、公告日令和元年8月2日

1 入札に付する事項

- (1)入札番号 令和元年度 水第9号
- (2)工事名 生活基盤施設耐震化等交付事業 大子山配水場築造工事
- (3)工事場所 御殿場市 中畑西 地内
- (4)工 期 本契約締結日の翌日から令和3年2月26日まで
- (5)予定価格 事後公表

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等の上記ア項目の説明等

御殿場市広告第28号 制限付一般競争入札の公告を、電子入札システムの為、写しで確認した。上記(5)事後公表を除きすべて適正である。

ウ、公告に入札に参加する者に必要な資格、入札参加方法等を明示している。

入札に参加する者に必要な資格に関する事項等の上記ア項目の説明等、御殿場市内の土木・建築A等級で条件を満たす業者は11者であることを参加資格名簿で確認した。適正である。

エ、予定金額、予定価格は同じで、予定価格の事後公表については、今年度6月(第3回)入札より適用し、今年度は土木A及び建築Aランク業者の工事を対象とする。なお、経過を見て来年度以降、順次Bランクへ拡大するという(4)制限付一般競争入札、予定価格の事後公表、総合評価方式、低入札調査、電子入札についての記録を確認した。調査基準価格は非公表であり、低入札価格調査基準の算定価格記録を確認した。予定価格と調査基準価格等の秘密保持の方法は適正に行われているとの報告は受けた。予定価格の事前公表は、すでに国・県・市町村等の各自治体で実施されているが、事後公表への変更をこの監査で初めて確認した。入札業務担当者には、情報漏れ等がな

いよう細心の気苦労が必要になると推察する。

オ、参加申請書受付日時後の資格審査事務は適正であると説明を受けた。確認通知書発行日時記録、入札書受付予定日時、開札予定日時、内訳書開封予定日時記録の整備された開札結果記録で確認した。参加資格申請は 10 者で落札者金額（税抜価格）は予定価格以下の 305,000,000 円、調査基準価格以上で、落札率は 99.56%であった。因みに残りの 8 者の入札金額は 101.20%~106.29%とすべて予定価格以上で、残り 1 者は辞退であった。再度記録を確認した。何かあるのではないかと心配した。

カ、御殿場市財務規則により、公告は入札期日の前日から起算して 15 日前までに通知しなければならないとなっている。公告日が令和元年度 8 月 2 日、電子入札日が 8 月 29 日であったため、定められた期間となっている。 御

殿場市財務規則（昭和 44 年御殿場市規則第 1 号）（抄）（入札の公告）

第 33 条 市長は、施行令第 167 条の 6 第 1 項に規定する公告を、入札期日（電子入札にあつては、入札期間の末日）の前日から起算して 15 日前までに掲示その他の方法により行わなければならない。ただし、急を要する場合には、その期間を 5 日前までに短縮することができる、との説明を受け、記録を確認した。

適正である。

キ、契約書、見積書等関係書類及び帳簿は确实かつ的確に整備されていた。開札後の入札時内訳書の工事価格写し、書式は各社の任意書式であったことを確認した。

適正である。

ケ、入札不調は当工事についてはなく、談合情報もなく、資格停止（指名停止）も当工事についてはなしとの報告を受けた。

なお、平成 18 年 6 月 19 日よりの平成 31 年 4 月 18 日までの指名停止業者記録の提示を求め確認したが、当案件公告までに該当する業者の記録はないことを確認した。適正である。

コ、契約保証金、前払保証金の本証を確認した。前払金の支払は、上水道事業会計、支払回議書、支払予定日令和元年 9 月 13 日、スルガ銀行・御殿場支店の出納印コピーで確認した。適正である。

サ、建設工事保険、賠償責任保険に加入済み報告書で、各証券のコピーを確認した。

適正である。

シ、工事監理委託者株式会社白岩設計の業務委託契約書・前払金保証書・（有）小沢建設設計事務所への再委託承諾書・建築事務所登録通知書の写しを確認した。 適正である。

（7）施工管理について

ア、施工に際して、60 条申請・確認申請（消防含む）は入札前に申請・許可済で、申請

手続き済（済書）を確認した。

イ、敷地造成・構造物取壊し工事・仮囲い等の仮設工事・地盤改良工事・場内土工事等の現在実施済み工種についての施工計画は承認されていた。これから始まる総合施工計画書（建築関係）は1月12日に提出され、承認待ちである原本を確認した。

ウ、設計図書等及び施工計画書どおりに施工されているとの報告を受けた。主任技術者等の通知書で、専任監理技術者の石川一徳氏の監理技術者資格者証・交付番号第00001269144号・昭和32年8月26日まで有効の期限・裏面の住所変更記録と、監理技術者講習修了証・修了証番号・第0216-160004150-0号・修了年月日・平成28年5月11日と、健康保険被保険者証・事業所名称 株式会社林組・平成25年8月12日交付のコピーを確認して、現地にて本人から監理技術者の原本を確認した。

エ、法令等を遵守して施工していると報告を受けた。本日は休工日で、別件の電気設備工事の配管工事との調整期間であることを月間工程表で確認し、工事監査が終わる翌週1月20日頃から掘削が開始され予定であることを確認した。現在、必要な届出はないが、状況によって騒音・振動作業について環境課へ届出をすることを指導済みであり、現場立会時の確認では過積載等はなかったと報告を受けた。工事の進捗で多くなる立会、検査等の予定・記録をまとめる様式で、県・市町村で多く使用されているプロセスチェックの便利な書式の利用を提案した。

オ、提出された施工計画の安全管理に対する記録 ①新規入場者教育 ②TBM・KY ③安全巡視員による安全巡視 ④安全・訓練等の開催 ⑤本社安全パトロール ⑥台風等の緊急時点検等のうち、①②の記録を確認した。現地は整地が終わり、仮囲い・事務所・トイレ・掲示物が整備されたばかりであったが③④⑤⑥の記録用紙やファイルは準備されており、事務所・打合せ室・作業員休憩所の設備も完備されていた。工事が竣工するまで安全に作業を行わせて、記録を整備してほしい。

カ、各種承諾図書、工事記録写真等の請負人提出書類は適正に整備されていること、現在までの検査は試験練り圧縮試験だけであるとの報告を受け、圧縮試験の担当者立会記録写真を確認した。

キ、各種検査、材料試験等は適正に行われているとの報告を受けた。現在地盤改良工事で必要なセメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験の試験成績書（株式会社エコアップ）にて、六価クロムの測定値は、定量下限値 0.02 mg / l 以下であることを確認した。

ク、12月末の進捗状況は5.2%、予定進捗率も5.2%との報告をうけ、現状工程表の報告書提示で確認した。

コ、残土等の現場発生材は、御殿場市発注の道路改良工事で不足土となっているため、その現場へ搬出予定であるとの報告を受けた。運搬距離等変更があれば清算しておいたほうが望ましい。建設廃棄物処理委託契約書を確認し、甲事業者・株式会社林組、乙収集運搬会社・株式会社渡創建設、丙中間処分会社・株式会社静勝との契約内容で、電子マニフェスト（JWNET）受渡確認書にて、コンクリート破片・印刷日 2019/11/12 を確認した。

上記 すべて適正である。

（８）設計変更について

ア、設計変更等は、過去の事業と同様、変更については必要に応じて協議簿を作成し、内容を照査した中で、施行者・監理者・担当課と協議の上で決定しているとの報告を受けた。進捗率 5.2 %で、工事を開始した段階であるが、最終的に残土運搬距離等の変更手続きはできるとの説明を受け、適切であると判断した。最終的な清算で貸し借り等の負の違算を残さないよう、担当課として指導をしてほしい。

5、その他

ア、監督員は、前回の工事業務監査で紹介した静岡県仕様の「施工プロセスチェックリスト」等を利用すると、管理する項目と日付が明確になるので、今後利用等の検討をしてほしい。

イ、（６）契約についての項目で、前述イ、1、(5)、予定価格 事後公表と、エ、予定価格の事後公表については、今年度6月（第3回）入札より適用し、今年度は土木A及び建築Aランク業者の工事を対象とする。これらの決定により、御殿場市の予定価格の事前公表は事後公表に変更されている。

非常に驚いている。現在入札業務における不祥事案は新聞等で多く報道され、入札業務関係職員・入札参加業者等の逮捕者も出している。昨今の技能労働者市場は、オリンピック景気により賃金は高騰し、地方部技能工は高齢化等により減少傾向にあり、地方自然災害に対応する地元企業育成等も重要な施策となっている。地元という制限を設けて、適正に積算された予定価格で地元企業を育成することは良いことであるが、税金で発注される入札価格競争に競争原理が働いているかどうかの判断は、納税者や利害関係者の理解が得られる範囲はどの程度かを市民感覚で理解する必要があると思う。当職の理解している現在の市民感覚は、落札率は請負比率の95%～85%程度と感じている。

事後公表を事前公表に変更しているのが時代の流れである中で、今までの予定価格の事前公表を、今年度6月から事後公表に変更した理由には何があったのだろうか。市の決められた規則通りに職務を遂行しようとしている入札業務担当職員等から逮捕者が出ないように、職員を守る責務はあると思う。行政の新規規則・方針を監視することも議会の責務であることを指摘しておきたい。

以 上